

令和5年度雇用関係助成金最新情報①

【雇用維持】

※一覧表の左ページは、令和4年度スマイルに対応しています。

番号	助成金名称	概要
29	【新設】 産業雇用安定助成金 (スキルアップコース)	労働者のスキルアップを在籍出向で行い、出向元事業主に対して助成金を支給。 ●助成率：中小企業 2/3 (大企業1/2) ●上限額 8,355円/1人1日あたり(1事業所1年度あたり1,000万円まで)

【雇い入れ関係】

番号	助成金名称	概要
29	【新設】 産業雇用安定助成金 (事業再構築支援コース)	事業再構築補助金の採択を受けた事業主で新たな事業等へ進出において事業再構築に必要なコア人材を雇入れた場合に助成。 対象事業主:事業再構築補助金の採択を受けた事業主など 対象労働者:期間の定めのない雇用で、事業再構築に必要な専門的な知識等を有する年収350万円以上のもの ■支給額:280万円/人(200万円/人) ※1事業所5人まで。
34	特定求職者雇用開発助成金 (生涯現役コース)	廃止 (特定就職困難者コースへ統合)
39	特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期世代安定雇用実現コース)	対象労働者の見直し:以下の要件を追加 「ただし、妊娠、出産または育児を理由として正規雇用の職を離職した方でないこと」
44	特定求職者雇用開発助成金 (成長分野等人材確保・育成コース)	対象分野の見直し: 成長分野の業務に従事する方 ⇒専門的職業に従事する方を対象(例:プログラマー、システムエンジニアなど)
53	トライアル雇用助成金 (新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース)	廃止
62	沖縄県正社員雇用拡大助成金事業	要件の変更 ①人材育成への取り組みの経費助成:15万円/人 ②職場定着への取り組みの経費助成:10万円/人

【人材育成・能力開発関係】

番号	助成金名称	概要
63	人材開発支援助成金	・特別育成訓練コース助成金を人材開発支援助成金コースへ統合。 ・人への投資促進コースの設置期限を令和8年度まで延長
66	正規雇用サポート・企業応援事業 (県外・県内研修事業助成)	廃止

【生産性要件の廃止について】

- ・令和5年3月31日で生産性要件は廃止されます。
- ・令和5年3月31日までに助成金の対象となる取組を行った場合は、経過措置が適用されることがあります。
- ・一部の助成金では、賃上げの引き上げを行った場合に助成額が加算される賃金要件を新設する予定です。

令和5年度雇用関係助成金最新情報②

【働き方改革関係】

※一覧表の左ページは、令和4年度スマイルに対応しています。

番号	助成金名称	概要
67	【新設】 働き方改革推進支援助成金 (適用猶予業種等対応コース)	建設事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師、砂糖製造業を対象に以下のことに取り組んだ経費について一部を助成する。 【助成対象となるもの】 就業規則等の作成・変更費用、研修費用、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等、労総時間短縮生産性向上に向けた取組に必要な経費 【上限額】 36協定の見直し、インターバル導入時の成果目標の達成状況に応じて、最大150万円～200万円

【処遇改善(働きやすい職場づくり)関係】

番号	助成金名称	概要
73	キャリアアップ助成金	<p>■ 正社員化コース(加算措置の改正) 人材開発支援助成金の人材育成支援コース、人への投資促進コース、事業展開等リスク支援コースの訓練を経て正社員化した場合に正社員化コースの上乗せあり。加算額は9.5万円。※人への投資コースの定額制訓練及び自発的職業能力開発訓練は11万円。</p> <p>■ 賃金規定等改定コース(助成額の変更) 賃金3%以上5%未満増額改定⇒5万円(3.3万円) 賃金5%以上増額改定⇒6.5万円(4.3万円)</p> <p>■ 賃金規定等共通コース(助成額の増額) 1事業所あたり60万円(45万円)</p> <p>■ 賞与・退職金制度導入コース(助成額の増額) 1事業所あたり40万円(30万円)</p> <p>■ 短時間労働者時間延長コース(助成額の増額) 週所定労働時間を3時間延長し、社会保険を適用した場合 23.7万円(17.8万円) ※1～2時間延長かつ10%以上昇給:5.8万円(4.3万円) 2～3時間延長かつ6%以上昇給:11.7万円(8.8万円)</p> <p>■ 選択的適用拡大導入時処遇改善コースは廃止</p>
82	高年齢労働者処遇改善促進助成金	<p>要件の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「助成対象者」の③について、「増額改定した」⇒「一定の割合で増額」へ変更 ・「支給内容」の①について「減少率が95%以上となっていること」⇒「減少していること」へ変更

令和5年度雇用関係助成金最新情報③

【処遇改善(働きやすい職場づくり)関係】

※一覧表の左ページは、令和4年度スマイルに対応しています。

84	助成金名称	概要
84	両立支援等助成金	<p>■出生時両立支援コース助成金の見直し</p> <p>○第1種助成金の支給対象の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等に関する情報公開加算として2万円を追加 <p>○第2種助成金の支給対象の拡充(以下を追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1種受給年度に育休対象の男性が5人未満かつ取得率が70%以上の事業主は、3年以内に2年連続70%以上となった場合も対象 <p>■介護離職防止支援コース</p> <p>○業務代替支援加算の新設</p> <p>介護休業に関して職場復帰の助成金を受給した事業主のうち次の場合に追加で助成金を追加する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用:介護休業する被保険者の介護休業期間について替わりの労働者(派遣含む)を雇い入れた場合、20万円を加算 ・手当支給等 ・介護休業する被保険労働者の業務を事業所に雇用される他の労働者が円滑に処理するための措置を講じた場合、5万円を加算 <p>○個別周知・環境整備加算を新設</p> <p>介護を申し出た労働者に対する個別周知と仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備を行った場合、15万円の加算措置を新設。</p> <p>■育児休業等支援コースの加算新設</p> <p>申請前の直近年度に係る以下の①～③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、2万円を加算。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①男性の育児休業等取得率 ②女性の育児休業取得率 ③男女別の平均育休取得日数 <p>■不妊治療両立支援コース助成金の見直し</p> <p>支給額及び長期休暇の加算額を、対象労働者1人あたり30万円とする。</p>

令和5年度雇用関係助成金最新情報④

【新型コロナウイルス感染症対応関連助成金】 ※一覧表の左ページは、令和5年度スマイルに対応しています。

番号	助成金名称	概要
27	雇用調整助成金(コロナ特例) 緊急雇用安定助成金	対象期間は令和5年3月31日で終了。申請は同年5月末まで ※上記以降、雇調金は通常通りとなる。
28	沖縄県雇用継続助成金	対象期間は令和4年11月30日まで。 申請は令和5年2月末まで。
88	新型コロナウイルス感染症に関する 母子健康管理措置による休暇制度導 入助成金	対象期間は令和5年5月31日まで ※詳細はホームページで確認してください。
88	両立支援等助成金 (新型コロナウイルス感染症に関する母性 健康管理措置による休暇取得支援コース)	助成内容: 20万円 対象期間: 令和5年9月30日まで
89	両立支援等助成金 育児休業等支援コース (新型コロナウイルス感染症対応特例)	助成額: 1人1あたり10万円 1事業主につき10人まで(上限100万円) 特別有給休暇を取得した日: 令和6年3月31日まで延長
90	両立支援等助成金 介護離職防止支援コース (新型コロナウイルス感染症対応特例)	令和5年度末まで延長
91	新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金	令和5年3月31日で終了 ※両立等支援助成金 育児休業等支援コース(新型コロナウイルス感染 症対応特例)で引継ぎ対応。支援内容が違うので要注意。